

# 社会福祉法人聖家族会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等については、法人業務を行う場合別表のとおり報酬を支給する。ただし、別表の報酬の額に税金を加えた額とすることができる。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- 3 役員等に対する報酬は会議等に出席した都度支給する。
- 4 役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に準じ、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 5 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、当法人職員を兼務している役員に対しては職員給与規程に基づく賞与及び退職金を支給する。
- 6 役員等が職務の執行に当って負担した費用については支払うことができる。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

### (公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人聖家族会役員及び評議員費用弁償規程は廃止する。

別表（役員等の報酬）

（１）評議員

摘 要	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（２）理事

摘 要	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（３）監事

摘 要	日 額
監事監査等への出席	30,000円
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円